

## 主 文

本件再審査請求を棄却する。

## 事実及び理由

### 第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

### 第2 事案の概要

- 1 請求人は、○年○月○日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、○年○月○日付けでA勤務となるまで、C国所在のD会社（以下「委託先」という。）において委託製品の品質管理などの業務に従事していた。
- 2 請求人は、○年○月○日、E医療機関に受診し、「膀胱がん」（以下「本件疾病」という。）と診断された。請求人によると、委託先において染料に含有する有害物質に曝露し、本件疾病を発症したという。
- 3 本件は、請求人が本件疾病は業務上の事由によるものであるとして療養補償給付の請求をしたところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

### 第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人  
(略)
- 2 原処分庁  
(略)

#### 第4 争 点

請求人の本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか。

#### 第5 審査資料

(略)

#### 第6 理 由

##### 1 当審査会の事実認定

(略)

##### 2 当審査会の判断

(1) 請求人は、現地工場で使用されていた染料がC I 酸性と表示されているのを現認しており、請求人が3,3'-ジメトキシベンジジン及び3,3'-ジメチルベンジジンに曝露したのは間違いのない旨主張している。

しかしながら、C I 酸性との表記は、酸性カテゴリーに含まれる色素・着色料全般を指すもので、カラーインデックスの番号等が分からなければ、物質を特定することができないとされているところであり、たとえ請求人が曝露したとする染料にC I 酸性との表記があったとしても、そのことのみをもって、当該染料に3,3'-ジメトキシベンジジン等の特定芳香族アミンが含まれていたとは判断できない。

また、会社報告書によると、C国においては、〇年以降特定芳香族アミンの使用は禁止されており、禁止されている物質を実際には使用していたとする合理的な根拠がない以上、特定芳香族アミンを含有する染料に曝露したとする請求人の主張は採用することはできない。

(2) 請求人は、現地で膀胱がん患者を確認できたので、C I 酸性黒に発がん性物質が含まれるとも主張しているが、請求人が確認したとする膀胱がん患者の詳細は明らかではなく、また、請求人が当該患者の〇人を「年齢は〇歳代を確認済み。」と述べていることからすると、たとえ当該患者の膀胱がんが発がん性物質への曝露によるものであったとしても、曝露した時期が上記(1)の特定芳香族アミンの禁止以前であった可能性も高く、請求人が曝露したとする染料に発がん性物質が含まれていたとする根拠とは認めることができない。

(3) 再審査請求代理人(以下「請求代理人」という。)は、若年発症で再発リスクがあるという請求人の本件疾病の特徴が膀胱がん診断ガイドラインの指摘と一

致し、発がん性物質への曝露以外主たる原因が見当たらないことをもって、業務上として認めるべきと主張しているが、請求人の本件疾病が膀胱がんとしては比較的若年期の発症であり、再発も認められるという点を考慮しても、業務により発がん性物質等に曝露したとする明確な根拠が明らかでない以上、請求代理人の主張を認めることはできない。

(4) 以上のことから、当審査会としても、決定書理由に説示するとおり、請求人は○年○月○日に本件疾病を発症したと認められるものの、発症前に業務により特定芳香族アミン等の発がん性物質に曝露していたと認めることはできないから、本件疾病を業務上の事由によるものと認めることはできないと判断する。

### 3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。